

第13回定時株主総会招集に際しての 電子提供措置事項

事業報告

- ・ 主要な事業所等
- ・ 新株予約権等の状況
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

(2022年3月1日～2023年2月28日)

株式会社ロコンド

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

事業報告

会社の現況

主要な事業所等（2023年2月28日現在）

① 当社

本 社	東京都渋谷区元代々木町30番13号
ロ コ ポ ー ト	千葉県八千代市

② 子会社

R B K J 株 式 会 社	本 社	東京都渋谷区
	営 業 店 舗	東京都3店、神奈川県1店、愛知県1店 大阪府3店、福岡県1店 計9店

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第3回新株予約権	第5回新株予約権
発 行 決 議 日	2014年11月4日	2015年11月25日
新 株 予 約 権 の 数	1,000個	6,200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき40株)	普通株式 248,000株 (新株予約権1個につき40株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	1個当たり100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 20,000円 (1株当たり 500円)	新株予約権1個当たり 25,000円 (1株当たり 625円)
権 利 行 使 期 間	2016年11月20日から 2024年9月19日まで	2015年11月28日から 2025年9月27日まで
行 使 の 条 件	(注) 1、2、3	(注) 1、2、3、4、 5、6、7、8
役 員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く) 新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 40,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 6,200個 目的となる株式数 248,000株 保有者数 1名

		第 8 回新株予約権	第 9 回新株予約権
発行決議日		2018年3月13日	2022年5月27日
新株予約権の数		2,000個	4,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 200,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 400,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		1個当たり731円	1個当たり100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 111,300円 (1株当たり 1,113円)	新株予約権1個当たり 111,600円 (1株当たり 1,116円)
権利行使期間		2019年6月1日から 2028年5月31日まで	2022年6月14日から 2032年6月13日まで
行使の条件		(注) 9	(注) 10
役員 の 保有状況	取締役 役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	新株予約権の数 2,000個 目的となる株式数 200,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 4,000個 目的となる株式数 400,000株 保有者数 1名

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者は当社がいずれかの金融商品取引所に上場している場合にのみ新株予約権の権利を行使することができる。
3. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
4. 当社又は当社子会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、もしくは就任することを承諾した場合又は当社もしくは当社子会社の事業と直接的もしくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権を行使することはできない。
5. 法令又は当社もしくは当社子会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権を行使することはできない。
6. 新株予約権の1個を分割して行使することはできない。
7. 2015年11月25日取締役会発行決議で付与している新株予約権は、2015年11月28日以降2025年11月27日までに終了するいずれかの事業年度において、当社の計算書類に記載された同事業年度の損益計算書における営業利益の額が50,000,000円を超えた場合に限り行使可能となる。
8. その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

9. ① 新株予約権者は、行使期間における直前事業年度の有価証券報告書の事業の状況に記載された商品取扱高（返品後）が30,000百万円を超過し、損益計算書の営業利益が3,000百万円を超過した場合に限り、割り当てられた本新株予約権を行使することができるものとする。（なお、当社が連結損益計算書を作成している場合には商品取扱高は連結商品取扱高によるものとし、営業利益は連結損益計算書における営業利益によるものとする。）
- ② 上記①の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき商品取扱高・営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
10. ① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

11. 2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、第3回及び第5回新株予約権について、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第9回新株予約権
発行決議日		2022年5月27日
新株予約権の数		4,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 400,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		1個当たり100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 111,600円 (1株当たり 1,116円)
権利行使期間		2022年6月14日から 2032年6月13日まで
行使の条件		(注)
使用人等への交付状況	取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数 4,000個 目的となる株式数 400,000株 保有者数 1名

- (注) ① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における

発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称

UHY東京監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正を確保するための体制として2017年5月に「内部統制システム構築の基本方針」を決議しておりますが、2019年4月の取締役会にて以下の内容で変更決議を行い、当該基本方針に基づいた運営を行っております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役会は、コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンスに関する基本方針を定めると共に、コンプライアンス行動規範を制定し、取締役及び使用人にコンプライアンスの実践を求める。
- (b) 取締役及び使用人は、当社の定めた諸規程に従い、企業倫理の遵守及び浸透を行う。
- (c) 内部監査人を設置して、取締役及び使用人の法令等遵守状況についての監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。
- (d) 監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、監督を行うほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役（監査等委員であるものを除く）の職務の執行を監査する。
- (e) 反社会的勢力の排除を基本方針に掲げ、反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力対応マニュアルを整備するとともに、外部の専門機関との連携を図る。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む）の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた文書管理規程に基づき、適正な保存及び管理を行う。また、取締役はこれらの文書を常時閲覧できるものとする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理規程を整備し、事業活動を行うにあたり経営の脅威となりうる要因への対応力を強化する。代表取締役を全社的なリスク管理の最高責任者としたリスク管理体制を構築する。
- (b) 不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し、必要に応じて外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、被害・損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。

- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。
 - (b) 取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。
- e. 当社グループの業務の適正性を確保するための体制
 - (a) 関係会社管理規程に基づき、重要な子会社の重要な決議事項は、事前に当社取締役会にて審議承認又は報告を行う。重要な子会社の規程は、原則として当社規程を準用するものとする。
 - (b) 子会社の事業活動に係るリスク管理については、当社のリスク管理規程を準用し、対応する。
 - (c) 子会社の取締役及び監査役には、原則として当社の取締役、使用人を構成員に含めることとし、当社グループ内の情報伝達を円滑にすると共に、当社グループ全体の業務の適正な遂行を確保する。
- f. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性に関する事項
 - (a) 監査等委員会の監査の実効性を高め、かつ、その職務の円滑な遂行を確保するため、監査等委員会の要請に応じ、管理部経理・財務チームに監査業務を補助させる。
 - (b) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性を確保する。
- g. 取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人が監査等委員又は監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員又は監査等委員会への報告に関する体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (a) 会計監査人、取締役（監査等委員であるものを除く）、内部監査部門等の使用人その他の者から報告を受けた監査等委員は、これを監査等委員会に報告する。
 - (b) 監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人、取締役（監査等委員であるものを除く）、内部監査人等の使用人その他の者に対して報告を求める。

- (c) 取締役及び使用人は内部通報制度により、監査等委員である取締役・内部監査部門等の使用人に報告を行うことができる。報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行わない。これを内部通報制度として明文化すると共に、社内への浸透を図る。
- h. 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当社は監査等委員会の職務に必要でないと認められる場合を除き、当該費用又は債務を処理します。
- i. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、社外取締役を含み、公正かつ透明性を担保する。
 - ・ 監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - ・ 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- j. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は財務報告の信頼性を確保するための基本方針を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、事業活動を通じ企業価値の継続的な向上を実現するために機動的な経営判断が重要であり、また一方で経営の健全性と透明性を維持する体制の構築も重要と認識し監査等委員会を設置しております。業務執行に係る意思決定の迅速化を図りつつ、監査等委員会による業務執行の適法性・妥当性の監査・監督を通じた透明性の高い経営の実現を図っております。

取締役会の構成は、業務執行取締役1名と監査等委員である取締役3名（全て社外取締役）の体制であり、取締役会に占める業務執行取締役はその過半数に達しておらず、監視・監督機能の強化が図られております。

内部監査につきましては、監査、報告の独立性を確保したうえで、代表取締役により指名された管理部管理職（1名）が内部監査担当者を兼務しており、また、管理部の監査につきましては、管理部以外の部門の管理職が担当しております。内部監査は、「内部監査規程」に基づき、会社の業務活動が、法令、定款及び諸規定に基づき適切かつ合理的に遂行され、経営目的達成に適切かつ効率的に機能しているかを確認し、監査結果について代表取締役に報告するとともに、業務改善・能率向上のために必要な助言・勧告をしております。

監査等委員会監査につきましては、監査等委員3名の体制で、3名とも社外取締役であります。監査等委員会は重要会議の出席、代表取締役・取締役（監査等委員であるものを除く）・重要な使用人との意見交換、重要書類の閲覧などを通じ厳格な監査を実施しております。

また、監査等委員会委員長と内部補助者及び内部監査との連携を図る事により、監査役会設置会社と同等の監査の実効性を確保しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年 3 月 1 日から)
(2023年 2 月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当 期 首 残 高	1,337,258	2,098,491	1,494,001	△182,903	4,746,847
当 期 変 動 額					
減 資	△1,287,258	1,287,258			-
新 株 の 発 行					-
剰 余 金 の 配 当					-
親会社株主に帰属する当期純利益			1,258,432		1,258,432
自己株式の取得				△149,125	△149,125
自己株式の処分		△237		12,877	12,640
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当 期 変 動 額 合 計	△1,287,258	1,287,020	1,258,432	△136,248	1,121,947
当 期 末 残 高	50,000	3,385,511	2,752,434	△319,151	5,868,795

	新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	3,230	-	4,750,078
当 期 変 動 額			-
減 資			-
新 株 の 発 行			-
剰 余 金 の 配 当			-
親会社株主に帰属する当期純利益			1,258,432
自己株式の取得			△149,125
自己株式の処分			12,640
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△111	61,967	61,855
当 期 変 動 額 合 計	△111	61,967	1,183,803
当 期 末 残 高	3,118	61,967	5,933,881

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 RBKJ株式会社

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 1社
- ・非連結子会社の名称 株式会社LOCONDO X
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、当期損益及び利益剰余金等は、連結計算書に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

① 連結の範囲の変更

当社は、子会社であるRBKJ株式会社が、アディダス ジャパン株式会社からReebokブランドの日本国内事業の一部を引き継いだことにより重要性が増したため、当連結会計年度より連結決算に移行し、同社を連結の範囲に含めております。

② 持分法の適用の範囲の変更

該当はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・その他有価証券
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・商品 月次総平均法に基づく原価法（連結貸借対照表価格については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）採用しております。
- ・貯蔵品 最終仕入原価法に基づく原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～18年
機械及び装置	12年
工具、器具及び備品	2年～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	10年
自社利用のソフトウェア	5年
顧客関連資産	5年

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ロ. 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、会社が算定した当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換によって受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、履行義務の対価は、概ね3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する時点は、以下のとおりです。

(1)仕入れ商品等の販売に関する収益

当社グループは買取商品等を当社が運営するECサイト「LOCONDO.jp」を始め複数の販売チャンネルでユーザーから注文を受けて販売を行っており、ユーザーに対して当該商品等の引き渡しを行う義務を負っております。

これらの商品販売取引では「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

(2)受託商品の販売（ECサイト運営受託業務等を含む）に関する収益

当社は顧客（ブランド）から商品の委託を受け、当社が運営するECサイト「LOCONDO.jp」始め複数の販売チャネルでユーザーから注文を受けて販売を行っており、顧客（ブランド）から受託販売手数料を受領しております。

これらの受託商品販売取引においても、出荷時に顧客（ブランド）からユーザーへの商品の引き渡し義務が履行されるため、出荷時に収益を認識しております。なお、ユーザーとの契約において約束された対価から、値引き、リベート、返品及び販売促進費等の名目で販売チャネルに支払う対価の一部を控除しております。

⑤ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間にわたって均等償却を行っております。ただし、金額的に重要性のないものについては、発生日に一括償却しております。

⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

ロ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識基準に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。この変更が連結計算書類に与える影響は軽微であります。

（ポイント制度に係る収益認識）

当社は、ロコンドポイントプログラムを提供しており、自社ポイント制度にあたります。従来は将来利用されると見込まれる金額をポイント引当金として計上しており

ましたが、付与したポイント分を履行義務として認識し、契約負債に計上する方法に変更しております。また、ポイント引当金繰入額を販売費及び一般管理費として処理してはいましたが、売上高より控除する方法に変更しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。また、この変更に伴い「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記を行っております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	2,234,437千円
--------	-------------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、一定期間を超えて保有するたな卸資産については、収益性の低下の事実を反映するために、過去の販売・使用実績及び商品群ごとのライフサイクル等に基づき決定した方針により定期的に帳簿価額を切り下げております。しかし、当初想定できなかった需要変動や経済情勢等により、前提となるライフサイクルに変更が生じる場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	535,578千円
--------	-----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の事業計画に基づいた課税所得が十分に確保でき、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、課税所得の見積額が変動した場合、繰延税金資産が増額又は減額され、税金費用に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	22,500千円
計	22,500千円

銀行信用状発行の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 265,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- | | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 11,487,360株 |
|------|-------------|
- (2) 剰余金の配当に関する事項
- ① 配当金支払額等
該当事項はありません。
- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
該当事項はありません、
- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 1,021,400株 |
|------|------------|

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
資金運用については安全性の高い預金等に限定しており、資金調達については銀行借入金によっております。
- ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の債務不履行による信用リスクに晒されております。
敷金及び保証金は、建物賃貸借契約及び取引基本契約に係るものであり、差入先の債務不履行による信用リスクに晒されております。
営業債務である買掛金、受託販売預り金及び未払金は、その全てが1年以内の支払期日であります。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）
営業債権については、顧客毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に対応を行う体制としております。
敷金及び保証金については、差入先の信用状況を把握することにより、リスク低減を図っております。
- ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理
買掛金、受託販売預り金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提状況等を採用することより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価(*)	差 額
① 敷金及び保証金	784,635	766,151	△18,484
資 産 計	784,635	766,151	△18,484
② 長期借入金	646,000	649,672	3,672
負 債 計	646,000	649,672	3,672

(注) 1. 現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、買掛金、受託販売預り金、未払金、未払法人税等については現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似していることから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価格がない株式等は、上記には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,000千円
敷金及び保証金	4,300千円

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響をあたえるインプットを複数使用している場合には、それ

らのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金		766,151		766,151
資産計		766,151		766,151
長期借入金		649,672		649,672
負債計		649,672		649,672

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 企業結合等関係に関する注記

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

(連結子会社による事業譲受)

当社は、2022年9月28日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるRBKJ株式会社(以下RBKJ)が、アディダス ジャパン株式会社から、同社の営むReebokブランドの日本国内事業の一部を譲り受けることを決議し、同日付にて事業譲渡契約を締結し、2022年10月1日付で対象事業を譲り受けました。

1. 企業結合の概要

① 相手先企業の名称及びその事業内容

相手先企業の名称：アディダス ジャパン株式会社

事業の内容：Reebokブランドの日本国内事業の内、EC事業、店舗運営事業（9店舗）および靴卸事業

② 企業結合を行う理由

当社の2022年5月12日付「Reebok国内事業の運営に関する伊藤忠商事株式会社とのライセンス契約締結および合弁会社の設立のお知らせ」に記載のとおりです。

③ 企業結合日

2022年10月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とした事業の譲受

⑤ 取得企業を決定するに至った主な根拠

RBKJが現金を対価として事業を譲り受けたためであります。

2. 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 1,169,450千円

取得原価 1,169,450千円

なお、当社はRBKJに対して事業譲渡の対価、その他運転資金として貸付を行っております。

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

12,776千円

② 発生原因

取得原価が取得した資産と引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その差額をのれんとして計上しております。

③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	527円10銭
(2) 1株当たりの当期純利益	112円17銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2023年4月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について以下のとおり決議しました。

1 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的かつ柔軟な資本政策を遂行するため。

2 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類：当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数：400,000株(上限)
- (3) 株式の取得価額の総額：500,000千円(上限)
- (4) 取得方法：東京証券取引所における市場買付け
- (5) 取得期間：2023年4月17日から2024年3月29日まで

10. 収益に関する注記

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	ECモール事業	プラットフォーム事業	その他事業（店舗・卸等）	合計
顧客との契約から生じる収益	7,307,839	2,475,091	681,552	10,464,483
外部顧客への売上高	7,307,839	2,475,091	681,552	10,464,483

株主資本等変動計算書

(2022年 3 月 1 日から)
(2023年 2 月 28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	その他 利益剰余金		
				繰越 利益剰余金		
当 期 首 残 高	1,337,258	1,237,258	861,233	1,494,001	△182,903	4,746,847
当 期 変 動 額						
減 資	△1,287,258		1,287,258			-
新 株 の 発 行						-
剰 余 金 の 配 当						-
当 期 純 利 益				1,204,143		1,204,143
自 己 株 式 の 取 得					△149,125	△149,125
自 己 株 式 の 処 分			△237		12,877	12,640
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						-
当 期 変 動 額 合 計	△1,287,258		1,287,021	1,204,143	△136,247	1,067,658
当 期 末 残 高	50,000	1,237,258	2,148,253	2,698,145	△319,151	5,814,505

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	3,230	4,750,078
当 期 変 動 額		
減 資		-
新 株 の 発 行		-
剰 余 金 の 配 当		-
当 期 純 利 益		1,204,143
自 己 株 式 の 取 得		△149,125
自 己 株 式 の 処 分		12,640
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	△111	△111
当 期 変 動 額 合 計	△111	1,067,546
当 期 末 残 高	3,118	5,817,624

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式 移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

イ. 商品 月次総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ. 貯蔵品 最終仕入原価法に基づく原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～18年
機械及び装置	12年
工具、器具及び備品	2年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	10年
自社利用のソフトウェア	5年
顧客関連資産	5年

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員等に対する業績連動型賞与の支払いに備えるため、従業員等に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

② 役員賞与引当金

取締役等に対する業績連動型賞与の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第

30号 2021年3月31日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換によって受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、履行義務の対価は、概ね3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

当社の主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する時点は、以下のとおりです。

① 仕入れ商品等の販売に関する収益

当社は買取商品等を当社が運営するECサイト「LOCONDO.jp」を始め複数の販売チャンネルでユーザーから注文を受けて販売を行っており、ユーザーに対して当該商品等の引き渡しを行う義務を負っております。

これらの商品販売取引では「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

これら各種の履行義務は、顧客にとって単独で又は他の資源と組み合わせて便益が得られるものではなく、受託商品の販売活動の中で発生する一連のサービスであり、相互関連性の高いサービスとなります。そのため、これら各種の履行義務を一体とし、委託者の代理人としてユーザーに対して商品を販売するという単一の履行義務を取り扱うこととしております。

② 受託商品の販売（ECサイト運営受託業務等を含む）に関する収益

当社は顧客（ブランド）から商品の委託を受け、当社が運営するECサイト「LOCONDO.jp」を始め複数の販売チャンネルでユーザーから注文を受けて販売を行っており、顧客（ブランド）から受託販売手数料を受領しております。

これらの受託商品販売取引においても、出荷時に顧客（ブランド）からユーザーへの商品の引き渡し義務が履行されるため、出荷時に収益を認識しております。なお、ユーザーとの契約において約束された対価から、値引き、リベート、返品及び販売促進費等の名目で販売チャンネルに支払う対価の一部を控除しております。

- (5) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (6) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間にわたって均等償却を行っております。ただし、金額的に重要性のないものについては、発生年度に一括償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識基準に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。この変更が計算書類に与える影響は軽微であります。

ポイント制度に係る収益認識

当社は、ロコンドポイントプログラムを提供しており、自社ポイント制度にあたります。

従来は将来利用されると見込まれる金額をポイント引当金として計上しておりましたが、付与したポイント分を履行義務として認識し、契約負債に計上する方法に変更しております。また、ポイント引当金繰入額を販売費及び一般管理費として処理しておりましたが、売上高より控除する方法に変更しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

① 事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品 570,066千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額

が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、一定期間を超えて保有するたな卸資産については、収益性の低下の事実を反映するために、過去の販売・使用実績及び商品群ごとのライフサイクル等に基づき決定した方針により定期的に帳簿価額を切り下げております。しかし、当初想定できなかった需要変動や経済情勢等により、前提となるライフサイクルに変更が生じる場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	535,578千円
--------	-----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の事業計画に基づいた課税所得が十分に確保でき、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、課税所得の見積額が変動した場合、繰延税金資産が増額又は減額され、税金費用に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	22,500千円
計	22,500千円

銀行信用状発行の担保に供しております。

(2) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,600,000千円
借入実行残高	-
差引額	1,600,000千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

保証債務	265,449千円
------	-----------

他の会社からの借入債務に対し、保証を行っております。

RBKJ株式会社	646,000千円
----------	-----------

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

買掛金	△5,864千円
受託販売預り金	97,710千円
未収入金	9,370千円
1年以内返済予定の長期貸付金	198,000千円
長期貸付金	1,056,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	308,274千円
営業取引以外の取引高	25,526千円
雑収入	20,000千円
受取利息	5,256千円

6. 株主資本変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	353,331株
------	----------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損	105,081千円
繰越欠損金	275,186千円
フリーレント	229,733千円
その他	93,246千円
繰延税金資産小計	703,246千円
評価性引当額	△132,596千円
繰延税金資産の合計	570,650千円
繰延税金負債	
負債調整勘定	△9,529千円
その他	△25,541千円
繰延税金負債合計	△35,071千円
繰延税金資産の純額	535,578千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金 (千円)	事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	RBKJ(株)	50,000	靴の小 売販売	66.0	当社プラッ トフォー ムの利用・資 金援助・役 員兼任	ECサイト販 売代金	308,274	買掛金	5,864
								受託販売 預り金	97,710
						業務委託料 収入	20,000	未収入金	9,370
						利息の受取	5,256		
						資金の貸付	1,254,000	短期貸 付金	198,000
								長期貸 付金	1,056,000

(2) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	522円23銭
(2) 1株当たり当期純利益	107円33銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。